



駅西便り

● ごあいさつ

皆様には、日頃より八戸駅西土地区画整理事業に対して格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、シンボルロード沿いが賑やかになってまいりました。

工事が進んでおりますフィットネスクラブの形が見えてきましたし、また、エルロン・ウエスト・ビレッジのテナント棟にも3件目のお店がオープンしております。

一方、駅西区画整理事業も終盤を迎え、いよいよ矢沢地区の交差点の整備に取り掛かります。

この交差点が供用開始されると、各方面からの駅西口へのアクセスが非常に楽になり、駅西のまちづくりも一層進むものと期待しております。

皆様には、工事中、大変ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



● 保留地販売について

八戸駅西土地区画整理事業地内の保留地を先着順で販売しています。詳細は、八戸市ホームページに掲載していますので、下記のとおり検索していただけます。また、二次元コードからアクセスください。

八戸市HP <http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

八戸駅西区画 保留地販売

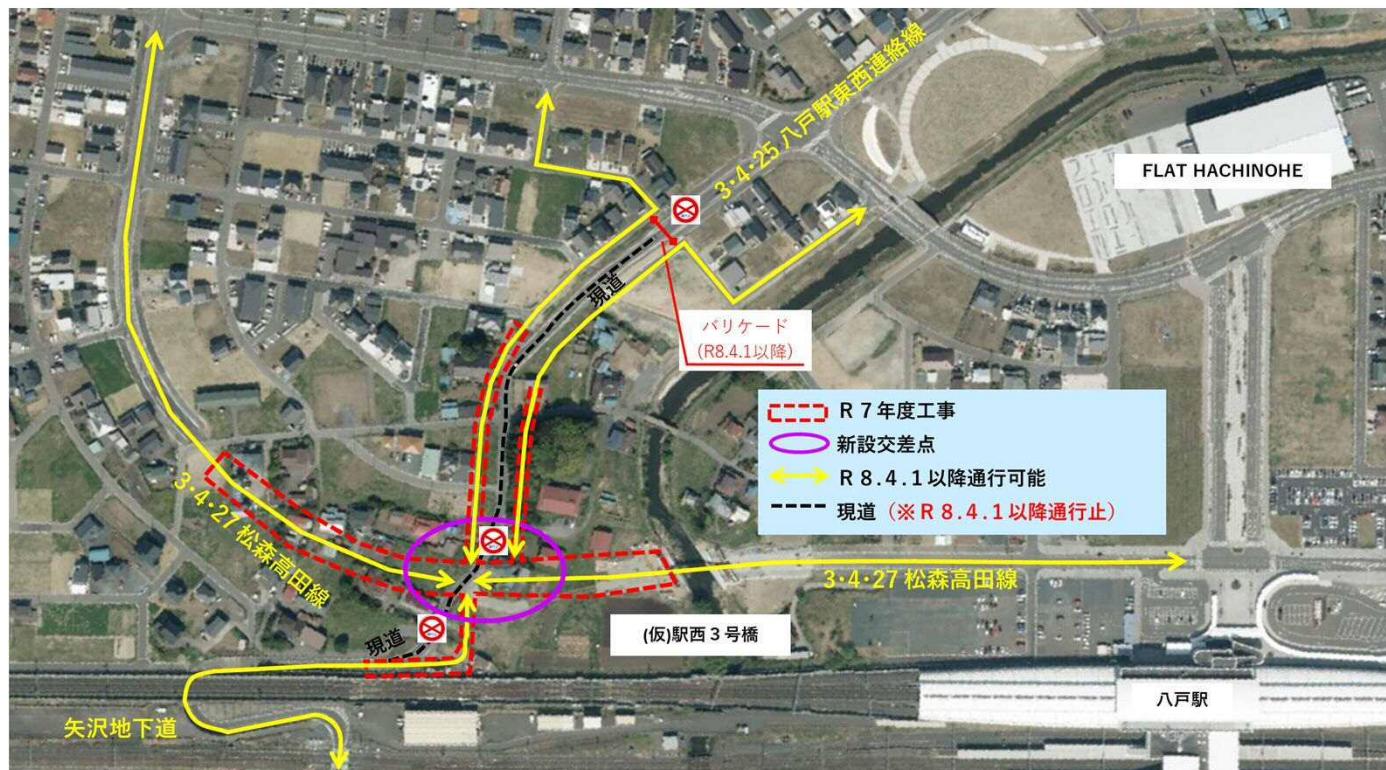
検索



二次元コード

● 令和7年度に整備する新設交差点について

- 矢沢地区において都市計画道路3・4・27 松森高田線、区画道路を整備し、**令和8年4月1日に新設交差点を供用開始します。**
- 交差点の供用開始に伴い、**バス運行ルートが変更となります。**
※現在バス事業者で運行ルートの検討を行っております。



● 事業の進捗状況について

	全体計画	～R6	R7	R8～
事業費	280億円	261.8億円	13.1億円	5.1億円
事業費進捗率	—	約93.5%	約98.2% (R7末進捗率)	—
建物移転	646戸	621戸	24戸	1戸
建物移転進捗率	—	約96.1%	約99.8% (R7末進捗率)	—

● 仮換地の使用収益開始について

仮換地の使用収益開始日（仮換地が使える状態）については、原則、道路の整備が終わり、整地が済んだ時点で「仮換地の使用収益開始日の通知」でお知らせしています。

● 測量作業のお知らせ

今年度より、工事が完了しているエリアについて出来形確認測量を行っております。

対象となる土地の所有者へは、立入り前に個別に御連絡をしております。

住民の皆様にはご迷惑をおかけしますが、事業進捗のため必要な作業ですので、ご理解とご協力を頂きますようお願いいたします。

● 境界杭の管理について

仮換地及び保留地の**引き渡しを受けた後、埋設された境界杭の管理は権利者が行うことになります。**隣地の権利者とトラブルにもなりますので、土留工事等で境界杭を動かした場合は権利者の責任で元の位置へ復元をお願いします。

● 保留地または付け保留地をお持ちの方へ

換地処分時における出来形確認の実施により、保留地または付け保留地の地積に増減があった場合は、八戸市と締結している売買契約の地積と価額について変更契約を取り交わし、その差額を清算することになります。

なお、当初の売買契約時の所有者と換地処分時の所有者が異なる場合は換地処分時の所有者と変更契約を取り交わします。

● 土地の所有権移転の際には、清算金にご注意ください

清算金の徴収・交付は、換地処分公告の日に、その土地を所有している人や借地等している人が対象となります。よって、**土地の売買等によって権利を移転される場合には、清算金の取り扱いについて売買契約書の特記事項として明記するなど、新たな所有者に引き継がれるよう**にお願いします。特に、小規模宅地対策として減歩をしないあるいは緩和された場合には、その分が清算金の対象となるので注意が必要です。

(換地処分時の時価で算出するため、具体的な金額は現時点では算出できませんが、小規模宅地対策として減歩とならず、清算金対象となっている面積は算出されています。)

清算金とは…換地として本来お渡しするべき面積（計算上の権利面積）と、実際に指定された換地の面積に差がある場合（工事の施工誤差などを含む）に、不均衡を是正するために金銭で清算するものです。土地区画整理法第94条に規定されています。

● 各種届出・証明書発行

- 権利者情報変動の届出
 - ・ **相続、売買、住所変更**など権利者情報に変動が生じた場合は、事業所へお知らせ下さい。
 - ・ この「駅西便り」が**転送されて届いた方**は事業所へお知らせください。
- 区域内に建築等の工事をする際の手続き
 - ・ 区域内に建物の建築や工作物を設置する際は**「地区計画の届出」と「建築行為等の許可」**が必要となりますのでお問い合わせください。
- 仮換地指定通知書について
 - ・ 地権者の皆様には仮換地が定まった時点で、従前地と仮換地の位置と面積等を記した「仮換地指定通知書」を送付しておりますが、再発行することはできません。
 - ・ これに代わるものとして、「**仮換地位置証明書**」(1通300円)を発行いたしますので、金融機関提出等で必要な方は事業所にお問い合わせください。

● 緊急事態に備えて～仮換地に移転してお住まいの方へ～

- 区画整理事業施行中は従前地と仮換地の**住所が混在**して分かりにくくなっています。
- 普段配達してもらっている郵便や宅配などは、お住まいの場所が分かっていますが、緊急事態に出動要請する**救急車や消防車**は、場所が正確に特定できないと直ぐに到着できない事態が生じることが予想されます。
- このため普段使っている住所のほかに、**街区番号(ブロック)**を覚えておくことをお勧めします。
- 街区番号は**「仮換地指定通知書」**の仮換地の欄に記載されています。
- また、近くの**目標となる建物**などを出動要請の際に伝えることもお勧めします。
- **消防本部**には街区番号が分かる図面を備えてもらっています。
- しかし、全ての住宅を把握しているわけではありませんので、**誘導人が出て合図する**ようにしてください。



八戸都市計画事業
八戸駅西土地区画整理事業

八戸市HP

<http://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

八戸駅西区画

検索

ご不明な点はいつでもお問い合わせください
【お問合せ先】

〒039-1101

八戸市大字尻内町字内田18-4

サンシャイン八戸1階

八戸市都市整備部 駅西区画整理事業所

電話 : 0178-70-7555

FAX : 0178-70-7557